

国の定める基準や計算方法

ア、収入基準

一般世帯 158,000円以下

裁量階層 214,000円以下

(収入基準を超過する方は特定公共賃貸住宅へお申込み願います。)

イ、収入基準の判定

収入基準の判定は、同居する世帯全員の所得を合算します。

源泉徴収票は……	「給与所得控除後の金額」です。
確定申告書は……	「所得金額の合計欄の額」です。
所得証明書は……	「所得額」です。
年の途中で就職・転職をした場合は……	給与証明書及び支払見込証明書を提出して頂きます。用紙は役場建設水道課業務係にあります。

ウ、収入基準計算方法

収入月額=(1年間の総所得合算－控除額の合計)÷12

エ、控除額について

控除額については、下記区分による金額の合計です。

控 除 名	控 除 対 象 者	控 除 額
同居親族及び扶養親族控除	本人以外で、収入の有無にかかわらず同居又は扶養している親族の人	1人につき38万円
老人扶養親族控除	配偶者及び扶養親族のうち年齢70歳以上の人	1人につき10万円
特定扶養親族控除	扶養親族の内、年齢16歳以上23歳未満の人	1人につき25万円
障害者控除(特別障害者控除)	障害手帳等を交付されている人(身体1・2級、精神1級等)	1人につき27万円 (1人につき40万円)
寡婦・寡夫控除	所得と扶養の状況や死別・離別の区分により適用される人	その人の所得から27万円を限度に控除

■お問合せ先:大樹町役場建設水道課業務係 電話 01558-6-2920

裁量階層

高齢者世帯や障害者世帯などのうち、次のいずれかの1つに該当する世帯を「裁量階層」と呼び、収入基準(世帯の月収額)を一般世帯に比べ緩和しています。

対 象 世 帯	資 格	申込み時に提出する書類
60歳以上の世帯	世帯全員が60歳以上の世帯(経過措置として昭和35年4月1日以前に生まれた方も含む) 18歳未満の同居親族を含む場合も可能	世帯全員の住民票
心身障害者を含む世帯	申込者本人または同居親族が次のいずれかにあてはまること。 ア)身体障害者手帳の交付を受けている1級から4級の障害者 イ)療育手帳の交付を受けている重度又は中度の知的障害者 ウ)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1・2級の障害者 エ)戦傷病者手帳の交付を受けている第1款症以上の障害者	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 戦傷病者手帳
小学校就学前の子供がいる世帯	小学校就学前の子供がいる子育て世帯	世帯全員の住民票
原子爆弾被爆者を含む世帯	申込者本人又は同居しようとする親族のどなたかが被爆者である場合	原子爆弾被爆者健康手帳
海外からの引揚者を含む世帯	申込者本人又は同居しようとする親族のどなたかが海外からの引揚者で、引揚げから5年未満の場合	引揚証明書

■お問合せ先:大樹町役場建設水道課業務係 電話 01558-6-2920